

保険医療機関、保険薬局

訪問看護ステーションの皆さまへ

令和4年分（令和5年2月送付）より年間支払調書の様式が変わります。

年 診療報酬年間支払調書

様式統5号

コード
所在地
名称
開設者

 様

	診療月	件数	点数(点)	決定額(円)	過誤調整額(円)	支払確定額(円)
			療養費(円)			
国 保	1月					
	2月					
	3月					
	4月					
	5月					
	6月					
	7月					
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					
	合計					
後 期	診療月	件数	点数(点)	決定額(円)	過誤調整額(円)	支払確定額(円)
			療養費(円)			
	1月					
	2月					
	3月					
	4月					
	5月					
	6月					
	7月					
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
12月						
合計						
総合計 (国保+後期)						

※決定額・過誤調整額・支払確定額には食事療養費が含まれます。
※国保分の決定額・過誤調整額・支払確定額には重度心身障害老人健康管理事業分・京都市国保学童う歯分（実施機関のみ）が加算されています。
また、重度心身障害老人健康管理事業分については1か月前の診療分となります。
※医保福祉医療費分・各種健診分・各種予防接種分については、含まれません。

京都府国民健康保険団体連合会

※裏面もご参照ください。

よくあるご質問（FAQ）

Q1. 国保・後期区分の点数（点）と療養費（円）の二段表示は何ですか。

A1. 内科、歯科、調剤薬局については点数を、訪問看護ステーションについては療養費の費用額を表示します。

Q2. 年間支払調書の対象となるのは何ですか。

A2. 診療（調剤）報酬支払額、食事療養費（入院の場合）、重度心身障害老人健康管理事業費・京都市国保学童う歯分（実施機関のみ）が対象となります。

Q3. 『決定額（円）』・『過誤調整額（円）』・『支払確定額（円）』はそれぞれ何を指しているのですか。

A3. 決定額（円）・・・当該月に請求があり、支払いが確定した金額

過誤調整額（円）・・・当該月に過誤返戻や再審査等で調整した金額（詳細は「過誤調整結果通知書（過誤・再審査）」にて、ご確認ください。）

支払確定額（円）・・・決定額および過誤調整額を相殺し、当該月に医療機関等に支払われた金額

Q4. 公費分および地単分（地方単独事業の福祉医療等≪43.44.45≫）は含まれていますか。

A4. 含まれています。ただし、「④③④④⑤福祉及び子育て支援医療費請求書」で請求いただく医保併用福祉医療費については、対象外となるため、含まれていません。

※ お問い合わせは、弊会の各行政区担当へお願いします。

※ ホームページにも掲載いたしますので、ご確認ください。

<https://www.Kyoto-kokuhoren.or.jp>

京都府国民健康保険団体連合会

